

**放送番組のインターネット同時配信等に
係る権利処理の円滑化に関する制度改革等
について（ワーキングチーム中間まとめ）
【概要】**

令和 2 年 1 0 月 1 2 日

検討経緯・基本方針など

検討経緯・今後の予定

- 9月上旬以降、文化審議会のワーキングチームにおいて、総務省が取りまとめた放送事業者の要望をもとに、幅広い権利者からのヒアリングを行った上で集中的に議論。10月12日に、現時点における制度改正等の方向性をとりまとめ。
- 今後、年内を目途に具体的な制度設計等を行うべく、更に議論を深める。

基本方針

- 放送番組のインターネットでの同時配信等は、視聴者の利便性向上や、コンテンツ産業の振興・国際競争力の確保等の観点から非常に重要な取組。
- 諸外国の制度等も十分に踏まえつつ、放送と同等の権利処理を可能とする制度改正等を目指し、幅広い関係者の意見を丁寧に聴きながら、制度・運用の両面から総合的に対応を進めていく。
- 対応に当たっては、何よりもまず視聴者から見た利便性を第一としつつ、「一元的な権利処理の推進」と「権利保護・権利者への適切な対価の還元」のバランスを図り視聴者・放送事業者・クリエイターの全てにとって利益となるような措置を迅速に講じていく。
- その際、多様なサービス形態や実態変化等に柔軟に対応できる仕組みを構築するとともに、著作物の創作・流通・利用のサイクルを維持・活性化するため、放送事業者からクリエイターに適切な対価が支払われるようにすることが極めて重要。

制度改正の方向性：総論①

対象とするサービスの範囲

- 同時配信のほか、追っかけ配信（放送が終了するまでに配信が開始されるもの）、一定期間の見逃し配信を対象とすることを基本とする。
- 放送対象地域との関係を問わず、番組内容の一部変更やCMの差替えも認めるなど柔軟な仕組みとする。

【対象サービスの範囲を画する要素】

- ① 見逃し配信の期間：過度に期間が拡大しないよう注意しながら、実態に即した柔軟な期間設定を可能とする（例：毎週放送の番組は1週間、月1回放送の番組は1か月）。
- ② 放送対象地域との関係：放送対象地域に関わらず同時配信等を可能とする。
- ③ 放送で流す番組との差異：権利処理未了のために生じるフタかぶせなどに伴う番組内容の最小限の変更や、CMの差替えも可能とする。
- ④ 配信形態：ストリーミング形式での同時配信等を対象とする。
- ⑤ 実施主体：放送事業者が主体的に実施していると評価できるサービスであれば、配信プラットフォームが自前のものであるか否かを問わず、対象とする。
- ⑥ 対価徴収の有無：視聴者の利便性やその他のネット配信とのイコルフットィングなどの観点から、無料配信サービスを基本としつつ、柔軟に対応できる余地も残す。
- ⑦ ラジオや衛星放送・有線放送の取扱い：音楽配信ビジネスとのバッティングなどにより権利者の利益を不当に害しないよう、丁寧に実態把握等を行った上で取扱いを検討。

制度改正の方向性：総論②

措置内容の一覧

※「アウトサイダー」は仮の呼称であり、定義・範囲が整理された後、的確な用語について検討することとしている。

(1) 権利制限規定の同時配信等への拡充【法改正】

- ・放送では許諾なしに著作物を自由に利用できることとなっている規定を、同時配信等に拡充。

(2) 許諾推定規定の創設【法改正】

- ・放送番組での利用を認める契約の際、権利者が別途の意思表示をしていなければ、放送だけでなく同時配信等での利用も許諾したものと推定。

(3) 同時配信等に係るレコード・レコード実演（アウトサイダー）の報酬請求権化【法改正】

- ・レコード・レコード実演の同時配信等に関し、集中管理による包括許諾（実質的に報酬請求権化）がされておらず、個別の許諾を得るのにコストがかかるアウトサイダーの権利について、法律上、報酬請求権化。

<レコードの配信：法律上は許諾権>

集中管理による包括許諾
(実質的に報酬請求権化)

アウトサイダー（個別許諾）

(4) リピート放送の同時配信等に係る映像実演（アウトサイダー）の報酬請求権化【法改正】

- ・リピート放送の同時配信等に関し、映像実演のアウトサイダーの権利について、法律上、リピート放送の場合と同様、初回放送時の契約に別段の定めがない限り、報酬請求権化。

(5) 裁定制度の改善【法改正・政令改正等】

- ① 協議不調の場合の裁定制度：同時配信等に当たっての協議が整わない場合にも活用可能とする。
- ② 権利者不明の場合の裁定制度：民放についても補償金の事前供託を免除（要件は要検討）、「相当な努力」（広告掲載）の要件を緩和、申請手続を電子化。

(※) 上記とは別途、当事者間協議の場を設置し、運用面の諸課題の解決を図る。

制度改正の方向性：各論①

(1) 権利制限規定の拡充

基本的に全ての規定について、同時配信等への適用拡大を行う。

(個々の規定の性質等に応じて、取扱いが若干異なる場合もあり得る)

【具体的な規定の取扱い】

- ① 第34条第1項（学校教育番組の放送等）：同時配信・追っかけ配信・見逃し配信を対象に含める。
- ② 第38条第3項（営利を目的としない公の伝達等）：前段（非営利・無料）の利用については同時配信・追っかけ配信・見逃し配信を対象に含めることを検討。後段（営利・有料）の利用については、権利者の利益を不当に害しないよう、取扱いを更に精査（少なくとも同時配信は対象とする）。
- ③ 第39条第1項（時事問題に関する論説の転載等）：同時配信・追っかけ配信・見逃し配信を対象に含める。
- ④ 第40条第2項（国会等での演説等の利用）：同時配信・追っかけ配信・見逃し配信を対象に含める。
- ⑤ 第44条（放送事業者等による一時的固定）：同時配信・追っかけ配信・見逃し配信を対象に含めることを基本としつつ、ライセンス市場との関係等を精査。
- ⑥ 第93条（放送のための固定）：上記⑤と同様に対応。

制度改正の方向性：各論②

(2) 許諾推定規定の創設

- 借用素材を含む著作物及び映像実演に関して、契約上、同時配信等の可否が不明確である場合の利用を円滑化。
 - (※) 権利者が同時配信等を認めていないことが明らかである場合等にまで強制的に同時配信等を実施できるようにすることは困難。
- 具体的には、放送及び同時配信等に係る許諾権原を有する者が、放送番組での利用（映像実演については放送番組への出演）を認める契約を放送事業者と締結するに当たり、別段の意思表示をしていない場合には、放送だけでなく同時配信等の許諾も行ったものと推定する旨の規定を設ける（権利処理をワンストップ化）。
- 「同時配信・追っかけ配信・見逃し配信」を全て対象に含めることを検討。
(法制的な観点からの精査が必要)
- 権利者側から、クリエイターが不利な条件での契約を強いられることへの懸念が示されていることから、その払拭のための対応についてもあわせて検討を行う必要。
- いずれにしても、権利者側の懸念を払拭しつつ、安定的な利用が可能とすることが重要であるため、今後、具体的な適用条件等について明確かつ分かりやすいルール作りを行う必要。

制度改正の方向性：各論③

(3) レコード・レコード実演（アウトサイダー）の利用円滑化

- 放送（報酬請求権）と配信（許諾権）の制度上の差異に起因して同時配信等での利用が困難となるという課題を解決。
- 同時配信等に当たって、円滑に許諾を得られない、いわゆる「アウトサイダー」のレコード・レコード実演に関して、通常の使用料相当額の補償金の支払いを前提にした権利制限規定を創設（報酬請求権化により、事前許諾を不要とする）。
- 「アウトサイダー」の定義や補償金スキームなどの詳細は、今後、更に検討。

(4) 映像実演（アウトサイダー）の利用円滑化

- 過去に制作した放送番組のリピート放送に伴う同時配信等を円滑化。
- リピート放送の場合と同様、初回放送時の契約に別段の定めがない限り、同時配信等に係る実演家の許諾は不要としつつ、通常の使用料相当額の報酬の支払いを求める。
- 集中管理が行われている場合には、円滑に許諾を得られることから、許諾権として存置することも考えられる。
- 「アウトサイダー」の定義や補償金スキームなどの詳細は、今後、更に検討。

制度改正の方向性：各論④

(5) 裁定制度の改善

①協議不調の場合の裁定（第68条）

放送だけでなく、同時配信・追っかけ配信・見逃し配信に当たって協議が整わない場合にも制度を活用できるようにする。著作隣接権にも準用する。

②権利者不明の場合の裁定（第67条）

(i) 補償金の事前供託免除の対象範囲の拡大

民放事業者について、権利者が現れた場合における補償金支払いの確実性を担保するための要件（今後検討）を設定しつつ、事前供託免除の対象に加える。

(ii) 「相当な努力」の要件緩和

(公社) 著作権情報センター (CRIC) のウェブサイトへの広告掲載（7日間）について、広告掲載直後からの裁定申請を可能とする（利用開始まで1週間短縮）。

(iii) 申請手続の電子化

可能なところから、すみやかに電子化を進める。

(※) 手数料納付の電子化については、電子決済システム等の構築が必要であり、政府全体における行政手続の電子化の動向を踏まえながら対応。

【参考1】検討スケジュール

【8月】

- 文化審議会著作権分科会 基本政策小委員会（第1回）（8月4日）
 - ・同時配信等WTの設置を決定

【9～10月】※措置の方向性の議論

- 同時配信等WT（第1回）（9月4日）
 - ・総務省からの要望とりまとめ報告、放送事業者ヒアリング、自由討議
- 同時配信等WT（第2回）（9月18日）
 - ・権利者ヒアリング、措置の方向性の議論①
- 同時配信等WT（第3回）（9月28日）
 - ・措置の方向性の議論②
- 同時配信等WT（第4回）（10月12日）
 - ・中間まとめ
- 文化審議会著作権分科会 基本政策小委員会（第2回）（10月19日）
 - ・同時配信等WTにおける中間まとめについて報告の上、議論

【11～12月】※具体的な制度設計等の議論

- 同時配信等WT（第5回～第7回 or 第8回）
 - ・制度設計等の議論⇒報告書のとりまとめ
- 文化審議会著作権分科会 基本政策小委員会（第3回）
 - ・同時配信等WTにおける報告書について報告の上、議論

(※) その後、パブリックコメントを実施し、最終的には、著作権分科会としての報告書を取りまとめ、次期通常国会への法案提出を目指す。

【参考2】同時配信等WTの委員名簿

第20期 文化審議会著作権分科会 基本政策小委員会
放送番組のインターネット同時配信等に係る権利処理の円滑化に関する
ワーキングチーム委員名簿（令和2年9月4日現在）

【チーム員】

いけむら 池村	さとし 聡	弁護士
いまむら 今村	てつや 哲也	明治大学情報コミュニケーション学部教授
うちやま 内山	たかし 隆	青山学院大学総合文化政策学部教授
○おおぶち 大漕	てつや 哲也	東京大学大学院法学政治学研究科教授
おくむら 奥邨	こうじ 弘司	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
◎すえよし 末吉	わたる 互	弁護士
たつむら 龍村	ぜん 全	弁護士
なかむら 中村	いちや 伊知哉	iU（情報経営イノベーション専門職大学）学長
まえだ 前田	てつお 哲男	弁護士

【オブザーバー】

総務省情報流通行政局情報通信作品振興課

※◎は座長、○は座長代理 9

【参考3】ヒアリング団体の一覧

【放送事業者】

日本放送協会、在京民放キー一局五社

【権利者】

（著作権関係団体）

一般社団法人 日本音楽著作権協会、株式会社 NexTone

一般社団法人 日本映像ソフト協会、一般社団法人 日本映画製作者連盟

協同組合 日本脚本家連盟、協同組合 日本シナリオ作家協会

公益社団法人 日本文藝家協会、一般社団法人 日本新聞協会

一般社団法人 日本写真著作権協会、一般社団法人 日本美術著作権連合

公益社団法人 日本漫画家協会、一般社団法人 日本書籍出版協会

一般社団法人 日本雑誌協会

（著作隣接権関係団体） ※一部は著作権関係団体としての性質も有する

公益社団法人 日本芸能実演家団体協議会・著作隣接権センター

一般社団法人 映像コンテンツ権利処理機構

一般社団法人 日本レコード協会

一般社団法人 日本音楽出版社協会

特定非営利活動法人 インディペンデント・レコード協会

一般社団法人 日本ネットクリエイター協会

【参考4】規制改革実施計画等（抜粋）

【規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）】

1. 放送のインターネット同時配信等、2. 拡大集中許諾制度等、3. 孤児著作物の裁定制度及び協議が整わない場合の裁定制度の3点について、総務省は、ローカル局を含めた放送業界としての現状の課題とその原因を基に、要望を具体的に取りまとめる。その上で、総務省とりまとめ案について、総務省及び文化庁が共同して、アウトサイダーを含む権利者や関係者等から意見聴取を行った上で、1、2、3のそれぞれについて検討、結論を得る。各々の結論については、文化庁において再度権利者や関係者等からの合意を得たうえで、著作権等に係る法的な検討を行い、優先度の高いものから順次制度設計を行い、法案概要を作成する。特に、放送のインターネット同時配信等を著作権法上、放送と同等に扱うことについては丁寧に議論を行う。

（実施時期）

1、3については、令和2年8月末まで要望を取りまとめ、令和2年10月末までに検討・結論、令和2年12月末までに制度設計及び法案概要を作成した上で、令和3年通常国会での法案成立を目指す。2については、1、3を優先的に措置した上で、令和3年中に改めて要否を明らかにする。

（参考）規制改革推進に関する答申（令和2年7月2日規制改革推進会議）

（前略）インターネットにおける放送コンテンツの円滑な流通に向けた制度整備に向けて、以下の措置を講ずるべきである。

その際、放送のインターネット同時配信等、拡大集中許諾制度等、孤児著作物（権利者が不明である場合）の裁定制度及び協議が整わない場合の裁定制度に関する検討を行う際には、国際条約との整合性、放送法との関係（放送法上の放送の定義等）、放送のインターネット同時配信等の範囲明確化（同時配信、追っかけ配信、見逃し配信）、「ふたかぶせ」の現状とその原因の追究（著作権者の意見聴取を含む）、改革実施後の権利者の権利の尊重、これまでの当会議・文化庁の議論に十分配慮を行うべきである。

【参考5】放送の同時配信等に関する諸外国の制度概要①

※令和元年度文化庁委託調査（2020年3月）の結果をもとに文化庁において作成
※アメリカ・イギリス・フランス・ドイツ・韓国・日本の状況を整理

1. 放送や同時配信等の位置付け・区分

- 各国とも、**放送・通信法上の位置付けと著作権法上の位置付けは一致**している。
 - 著作権法上における「放送」とそれ以外の配信について、**イギリス・フランス・ドイツ**では、「**放送・同時配信**」と「**見逃し配信・VOD**」で区分しており、**韓国・日本**では、「**放送**」と「**同時配信・見逃し配信・VOD**」で区分している（**アメリカ**は、**明確な定義・区分なし**）。
- (※) この定義・区分と、著作権法上の権利の在り方は必ずしもリンクするものではない。

<著作権法における「放送」とそれ以外のサービスの区分> ※放送・通信法上の区分と一致

	放送	同時配信	見逃し配信	VOD
アメリカ	放送等について明確な定義はない			
イギリス	放送		放送ではない	
フランス	放送		放送ではない	
ドイツ	放送		放送ではない	
韓国	放送		放送ではない	
日本（現状）	放送		放送ではない	

※EUの789/2019指令（各国は2021年6月までに法制化）では、「放送付随サービス」として、見逃し配信まで含めている。

【参考5】放送の同時配信等に関する諸外国の制度概要②

2. 著作権法上の権利の在り方（許諾権・報酬請求権）

- 「**著作権**」及び「**映像実演**」については、各国とも**全て許諾権**を付与（条約上の義務）。
- 「**レコード**」及び「**レコード実演**」については、**各国によって制度が異なるが、同時配信（条約上は報酬請求権で可）に関して許諾権を付与している国も多い**（放送に関して許諾権を付与している国も存在）。**見逃し配信・VOD**に関しては基本的に**全て許諾権**を付与。

< 「レコード」及び「レコード実演」に関する権利の在り方 >

		放送	同時配信	見逃し配信	VOD
アメリカ		権利なし	許諾権		
イギリス	レコード	許諾権			
	レコード実演	報酬請求権			許諾権
フランス		※ラジオの放送・同時配信は報酬請求権		許諾権	
ドイツ		報酬請求権		許諾権	
韓国		報酬請求権	許諾権		
日本（現状）		報酬請求権	許諾権		

【参考6】放送とネット配信に係る著作権制度（現状・課題）

		放送	放送のインターネット配信	
			同時配信	追っかけ・見逃し配信など
著作権	著作物 (例) 脚本、写真、映像	<p>許諾権（第23条第1項）</p> <p>※「公衆送信権」という放送と配信が一体化した権利となっている。どこまでの利用を行うかは、当事者間の交渉・契約で決まる（制度上の制約はない）</p> <p>※ 権利制限規定の中には、放送を対象としつつ、同時配信等を対象としていない規定も複数存在</p>		
	著作権隣接権	映像実演 (例) 俳優の演技	<p>許諾権 (第92条第1項)</p> <p>※放送の許諾を得た場合は、契約に別段の定めがない限り、その後のリピート放送が可能（報酬請求権） (第94条)</p>	<p>許諾権（第92条の2第1項）</p> <p>※集中管理（実質的に報酬請求権）</p> <p>※放送の許諾を得た場合であっても、同時配信等には別途許諾が必要</p> <p>アウトサイダー（個別許諾）</p>
		レコード実演 (例) CD音源に収録された歌唱・演奏	<p>報酬請求権 (第95条第1項)</p>	<p>許諾権（第92条の2第1項）</p> <p>※集中管理（実質的に報酬請求権）</p> <p>アウトサイダー（個別許諾）</p>
	レコード (例) CD音源	<p>報酬請求権 (第97条第1項)</p>	<p>許諾権（第96条の2）</p> <p>※集中管理（実質的に報酬請求権）</p> <p>アウトサイダー（個別許諾）</p>	